

広告募集案内【定価制】R8.4.1
(施設広告掲出仕様書)

「鶴見駅東口道路施設」に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	鶴見駅東口道路施設
施設概要	鶴見駅東西自由通路に接続する施設です。
	屋外広告物には該当しません。
所在地（場所）	鶴見区鶴見中央一丁目
利用者数・利用者層	乗降客数：約 14.3 万人／日（R6 年度時点） 通勤者・買い物客・その他
広告設置場所	「鶴見駅東口道路施設」の壁面
広告掲出期間	1 か月以上 1 年まで 1 月単位での掲出

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	広告料（1 m ² あたり・月額・税込）
壁面 A 1	5.30m×0.65m+1.35m×0.75m×2 (5.47 m ²)	1 枠	7,700 円（税抜 7,000 円）
壁面 A 2	5.10m × 0.75m + 0.80m × 1.25m (4.82 m ²)	1 枠	7,700 円（税抜 7,000 円）
壁面 B 1、B 2、 B 3、B 4	1.75m×1.80m (3.15 m ²)	4 枠	7,700 円（税抜 7,000 円）
壁面 C	3.85m×1.30m (5.00 m ²)	1 枠	7,700 円（税抜 7,000 円）
壁面 D 1	7.00m×1.50m (10.50 m ²)	1 枠	4,400 円（税抜 4,000 円）
壁面 D 2	1.70m×1.70m (2.89 m ²)	1 枠	4,400 円（税抜 4,000 円）

※ 広告料には広告代理店手数料を含みます。

※ 消費税法等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを広告料額とします。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとします。

※ 広告物の面積若しくは長さに 0.01 m²若しくは 0.01m未満の端数があるときは、その端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとします。

※ 空き状況については、お問合せください。

※ 広告料金等は変更になる場合があります。なお、変更する場合は、募集案内を変更します。

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	○掲出を希望する日の 2 か月前までに申込書及び広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。※広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってご提出ください。 ○申込みは 3 か月前から受け付けます。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

	○上記の期限までに広告原稿をご提出いただけない場合又は審査・広告内容等の調整・修正に時間を要した場合には、広告の掲出が遅れること又は広告が掲出できないことがあります、その場合であっても広告料は減額しませんのでご注意ください。 ○広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○事前に承認を得た広告の内容（デザイン等）を変更する場合は、その都度、本市と協議し、承認を得てください。 ○掲出する広告は、貼付面を傷めず（ビス等による穴あけ不可）、再剥離が可能（粘着剤が残らない）なものとし、原則として、壁面（化粧パネル等）に直接貼るシールタイプのものとしてください。 ○掲出期間中は、広告に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってください。また、広告の周辺に汚れがあっても、市では対応できない場合があります。
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、所管の土木事務所で道路占用許可を受け、広告料とは別に、占用許可に係る道路占用料（1 m²につき月額 1,500 円）をお支払いください。 なお、道路占用料は年度により改定される場合があります。 （道路占用許可申請書は事業推進課が受付け、所管の土木事務所へ回付します。） ○広告の掲出時や撤去時等、現地で作業を行う際には道路使用許可が必要となる場合があります。あらかじめ所轄の警察署にご確認ください。
その他	○広告の掲出にあたっては、本市との協定の締結が必要です。 ○広告契約期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告の掲出、意匠変更、撤去に係る作業について、作業日の 1 週間前までに作業日時・作業責任者・連絡先を道路局事業推進課までご連絡ください。 ○広告掲出期間内（返還指定日の 24 時まで）に、原状復帰をしてください。 ※返還指定日の 24 時を超えて、撤去等に係る作業はできません。 ○道路管理者による定期点検等維持管理の際には、広告表面から打音、触診及びマーキング（チョーク等の容易に消せるもの）をすることがあります。あらかじめご了承ください。 ○本市が行う公共工事等のためやむを得ない必要が生じた際は、一時的に掲出済の広告が隠れる場合や撤去を依頼することがあります。

■ 申込み

申込条件	広告代理店又は広告製作から掲出・撤去までの一連の作業が可能な事業者
申込方法	広告掲載申込書（別添）を E メール等で下記申込先へ送付してください。 ※複数枠のお申込みも可能です。 道路占用許可申請書は、E メール等で下記申込先へ送付してください。道路占用は土木事務所が許可しますので、後日、許可書を土木事務所を受領してください。
事業者決定方法	先着順 ※1 日単位で締め切ります。同日に受けたお申込みは同順位として取り扱い、同日内に空き枠数を越えたお申込みがあった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後 5 時 15 分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後 5 時 15 分までに受領した申込書と同順となります。）

申込期限	掲出希望日の2か月前までにお申し込みください。
申込先	(担当課名) 横浜市道路局事業推進課 (所在地) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (TEL/FAX) TEL 045- 671- 3532 /FAX 045- 651- 6527 (Eメール) do-event@city.yokohama.lg.jp

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



